

講師派遣制度

利用団体募集（後期分）



Mr.社教

一度は教えてもらいたい特別な講師をお呼びして、
いつもとは違ったサークル活動をしてみませんか？

社会教育関係団体（以下「団体」という。）が自主的に構成員向けの学習会・研修会・講習会などを開催する場合、団体育成の一環として、講師に支払う謝礼金（上限17,000円）を負担します。※講師の選定と交渉、会場確保は、団体で行っていただきます。

派遣期間	申込期間	募集团体数	電子申請フォーム
令和8年11月～12月	9/10(木)～9/24(木)	13団体	
令和9年1月～3月	10/1(木)～11/19(木)	15団体	

※往復はがきでの応募も可能です。①から⑦までの必要事項を記入し、下記申込先にお送りください。⇒

【注意事項】

講師派遣の対象となるのは、次の要件を満たしている学習会などです。

- (1) 社会教育活動を目的とし、1回2時間程度の学習内容であること。
- (2) 活動計画に基づく活動であること。
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは自ら営利事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるものでないこと。
- (4) 参加予定者が5名以上であること。
- (5) 団体の日常活動における講師の謝礼補填を目的としていないこと。
- (6) 当該団体の構成員が講師でないこと。

なお、会場の確保、講師との交渉などは団体で行ってください。

また、講師謝礼の上限は17,000円（源泉徴収所得税、復興特別所得税を含む）です。

※講師派遣制度の利用は1団体につき年度内1回のみです。

既に当選した団体は、お申し込みできません。

85	⑦郵便番号	①団体講師派遣制度の申し込み ②団体名 ③代表者名 ④連絡者の住所・氏名・電話番号 ⑤学習会等実施予定月 ⑥学習会等のテーマ
返信	⑦住所 氏名	

【申し込み・問い合わせ先】

〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所8階
区民部文化・生涯学習課生涯学習係 電話：03-3546-5526